

日常生活の諸願届 (二)

羽出浦庄屋吉文書 (五)

度奉存候 尤御定之御運上銀之義ハ私共手前々取立上
納可仕上候 古願之通被ニ仰付御札被下置一候ハ、難
有可奉存候 依奉額所如件
享保十九寅年正月廿五日

進 上 地 目 付 屋

贊助会員 安部 弥右衛門

本号も村下於け乃日常生活の諸願届けを記すことにつ
たしまし夫。

「第一資料」について

享保某代は、村に大工・木挽のいまいこと及・さき
の書上が、明証してあつた通りであります。それで船を
造るに及、他村の大工に頼むか、又其自村に、大工を入れ
居させる外方法が有りません。これほ、他領の船大工を
雇つて、村に入居させたための願書であります。

(第一資料)

仕上旅船大工之事

倉口船大工

宿

因

左

衛

門

倉口船大工

唐

古

衛

門

兵衛門

衛

門

進上

主付屋
目地
願庄

享保二十卯十一月十一日

(第二資料)

奉願縁組之事

(注) 運上銀は「旅船大工・年額四拾三枚」で、
船大工営業の税金のことである。

天領泥谷村百姓伝右衛門娘かね当卯十六歳ニ羅成申
候 羽出浦百姓清左衛門伴三郎兵衛と申者縁組仕度奉願候
候 尤古之者共親類之義ニ神座候ニ付双方申合奉願候
且又泥谷村庄屋安右衛門頭百姓願主公も別紙一札ヲ
取相添奉願候 古願之通被ニ仰付被下候ハ、難有
可奉存候 已上

(注) 天領泥谷村は現在カ佐伯市下原町・泥谷(へじや)のこと
で、当時は佐伯藩領ではなく、幕府直轄地で日向・大隅
司配下であった。

次の「第三資料」から「第八資料」までに、それぞれ
自村に落ちつかず半ば出稼ぎの方もりて、漁業收入の多
い料出浦に当分居住するよう入居したようである。村の
古之者共当浦江罷下り入職仕度旨相應申候ニ付相應申

人と馴染ままでほ心も落つかず、心も動搖していたであらう。氣の毒な人達である。

(第三資料)

奉 緋 口 上 書

羽出浦百姓

同

同

虎軒

組右司断

同

宇

郎

右之者元上直見村百姓二而御座候延当二月廿二日當浦、帳面入奉願候、尤當浦百姓久右衛門吉藏、舊住居仕度候ニ付御印鑑札御渡被下候様奉願候

嘉永六年十二月廿四日

一古藏

虎軒

組居屋敷之内二而御座候

同 仁

七

郎

進 上

役員

連 印

一網納家

虎軒

組居屋敷之内二而御座候

同 伴

五

郎

(第五資料)

伍當浦之内西野浦所、木浦分立所程隔

四中腰

尤瓦音

二而御座候

印

右書面之通此後新規ニ造作仕度候ニ付御印鑑札御書

□

ハ被ニ仰付被下候様奉願候右願之通被爲仰付被

件

下候ハ、難有仕合可奉存候依奉願候如件

件

嘉永六年八月十日

後

印

進 上

一居家

虎軒

組居屋敷之内二而御座候

印

書

嘉永七年正月十四日

役

人

印

羽出浦百姓

宇

三

郎

古之七ノ去正月十二日屋敷取奉願候延此節家作仕

引移申度奉存候

御印鑑札御渡被

ハ

仰付

被

下候ハ、難有仕合可奉存候

依奉

願候延如件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

辰申候延此節居村へ引取申度奉存候 依此段御断申

上候以上

寅 正月十四日

役人中印

(第九資料)

覽

高松浦百姓

國

藏

(第七資料)

奉願口上書

用出浦百姓

市

藏

進上

印六月十日

役人印

右之者去ル天保十亥年被仰付候新軒別之オのニ而是追本家者古齋門方へ同居住申候延此節古音古齋門古藏へ反往屢往度奉願候古願之通被爲仰付被下候ハ難有仕合可奉存候依奉願候延如件

嘉永七年二月十五日

役人中印

進

古之オの去ル翌四月十二日奉願當浦へ入作仕候延此節居浦へ引取申候 依此段御断申上候以上

吉之オの去ル翌四月十二日奉願當浦へ入作仕候延此節居浦へ引取申候 依此段御断申上候以上

(第八資料)

奉願口上書

數五郎居屋舗 虎セ十六号ノ内

国

藏

(第十資料)

奉願口上書

古ノ者去五月十二日奉願當浦へ出作仕是追數五郎方へ同居住申候延此節書面、屋舗へ家作仕度奉願候古願ノ通被爲仰付被下候ハ難有仕合可奉存候依奉願候如件

嘉永七年四月廿二日

役人中印

進上

安政元年六月廿一日

役人

人印

古の國藏は去る嘉永六年四月廿一日、大入島カ高松浦から用出浦に入作へその際の文書をし、翌年第八資料に見る様に家作へ居家を作らゝをし、こへ第九資料に出るようハ高松浦に引取の太もけである。
ところが同じ卯戻へ安政二年、しかも十月廿九日後の大月廿一日、もう一度改めて用出浦に引取り、もとハ家は居住することを願いでて、これはどうして左あれば好方うハ。(第十、十一資料)
それ其ともかく、村の出入りについては、一々このよ
うを手續きをふんでいたのであつた。

(第十一資料)

奉願口上書

羽林浦百姓

國

藏

右之もの先年高松浦ノ入作御願申上候節造作仕候居家
へ其修住居仕度奉願候 右願之通被為仰付被下候
ハ>難有仕合可奉存候 依奉願候延如件
安政二卯年六月廿二日

進上

役人印

(二〇九項あります)

佐伯市文化財指定

佐伯市文化財調査委員 羽柴 弘

佐伯市は去る一月一日付で、はじめて文化財の指定を行つた。連れませながら結構なことである。文化財調査委員の一人とて委嘱をうけている私は珍しい。なぜかならもう数年前から調査し、その指定方を希望して答申しつづけているからである。

まず今回指定された物件を並べて見よう。

佐伯市指定文化財一覽表		佐伯市教育委員会
文化財の名稱	所在の場所	所有者
石燈	大字堅田 西野五	備考
庚申塔	西野五	天正四年(西元1576年)建立

文化財の名稱	所在の場所	所有者	備考
拂描文壺形土器	鶴岡・白陽五	苦宮八幡社	弥生時代
東島古墳石棺	大八島荒綱代五	荒綱代五	古墳時代
矢野龍溪書	井山手五	佐伯市	天明元年(西元1781年)書
御城下明細図絵	市教委事務局	市教育委員会	明治四十五年(西元1912年)書

この表を御覧になつて「そんまうのであつたのか」、と不思議に思われるであらうが、これはこれでよいんだと思う。然しあつてが外れだ感はないがどうか。例えは佐伯市のシンボルである城山山頂の城趾石垣と、表音板の三の丸の黒門を、養賢寺の裏の毛利家の墓所と、岡谷の招魂所と、堅田西野のお塔さん、大越長顯原の供養塔をへまだまだあるが、こんなのが何故あつかつたか。それらにはいふく急に出来ない事情がある。

佐伯文庫本といふまことに貴重な本が、市内に古毛利家の倉庫に眠つてゐる。これを火災から守らなくてはならない。文化財保護行政から見れば、佐伯市にある重要な文化財であるが、指定する以前の焦眉の急務である。

これを火災から護るということは、これには佐伯市が毛利家と交渉して早急に手を打つことが必要である。

文化財保護のことが世を風靡して十数年、それで前後一々市町村はその條例をつくり、南部ではその指定を本町村が先頭をきり、弥生町や直川町がこれを追ひ、そしてやへと、やへと佐伯市がスタートした。追いつけ追い越せといふ言葉はあるが、それはどうでもよい。數を並べるのではなくて、急がねばならぬは何であるかを吟味して、佐伯市は佐伯市のペースで、そのコースのピッチをあげよべきである。

私は強く言い走り。それは「指定」の上下三字を加えて、「第一次」という三字を。

(おわり)